

名古屋貝類談話会会則

I 会の名称ならびに目的と活動

第1条（名称） 本会の名称を名古屋貝類談話会とする。

第2条（目的） 本会の目的は貝類の調査研究，貝類に親しむための知識の普及及び会員相互の知識向上と親睦を図ることである。

第3条（活動） 本会では第2条の目的達成のために下記の活動を行う。

- (1) 例会（研究談話会），観察調査会，講演会，親睦会の開催。
- (2) 文献資料・貝類研究用標本の収集と情報交換。
- (3) 会誌「かきつばた」の発行（年1回）。(2025(R7)年度発行号（No. 50）の刊行を以って休刊する）
- (4) 行政のレッドデータブック，貝類学会の多様性保全関連等の貝類保護に関する調査活動。

II 会の所在地と事務局

第4条（会の所在地） 本会の所在地を下記に置く。

「愛知県一宮市松山町 1-32 川瀬基弘 方」

第5条（事務局） 会誌発行，本会への問い合わせ等対応の為の事務局を下記に置く。

「三重県津市久居明神町 1183-17 木村昭一 方」

III 会員

第6条（会員資格） 本会は貝類の分類や生態に関心を持つ同好者（会員）を以って構成し，会員の居住都道府県，年齢・性別を問わない。反社会的行為が認められる者を除き，入会希望者は誰でも参加できる。

第7条（会員） 会員は以下に定める会費を納入して，会誌の配布を受け（休刊），会の活動に参加できる。

第8条（入会・退会・除名） 本会の入会及び退会については事務局へ連絡あるいは会のホームページ内の連絡先メールアドレスにその旨を連絡して手続きを行う。5年分の会費を未納（2年分未納者には3年目からの会誌発送を停止し，会費納入の督促状のみを送付）で支払意思のない会員（但し，これまでの未納分を除き，2025年度以降，会誌再開までは年会費不要とする），あるいは，会の名をおとしめる様な行為があった会員は除名する。

IV 役員

第9条（役員） 本会には代表役員（※1）（3名），事務局，会計，会誌編集（No.50発行後，休刊），広報（ホームページ），会場，観察調査会に関する各担当役員を1～3名置く。代表役員は本会の運営に関して以下に示す総会あるいは役員間で決定できない事案の最終的な決定権を有する。代表役員3名の合意により最終決定（それ以外は否決）となる。

第10条（役員選出） 役員は以下に定める総会で会員の互選により選出される。総会出席会員の過半数の同意をもって選任される。代表役員は役員内より3名を選出することとする。全役員の兼任を可とする。

第11条（役員任期） 役員の任期は2年とし，2年ごとに改選を行う。ただし，代表役員を含む各役員の再任は妨げない。

V 総会

第12条（総会） 総会は年1回，毎年3月の例会日時に開催する。年度の途中で重要な検討事案が生じた場合は必要に応じて随時，臨時総会を開くことも可能である。

第13条（議決） 会の運営に関する懸案は総会出席会員の過半数をもって議決される。

VI 会計報告

第14条（会計報告） 会計役員は総会時に各年度の収支報告と翌年度計画案を説明し出席会員過半数の承認を求めるものとする。

VII 会費

第15条（年会費） 年会費を3500円とする（2001年12月改定）。年会費は毎年度の前半期内までに郵便振込み（郵便振替番号 00800-0-29327 名古屋貝類談話会；発送される会誌には振込額と用紙が同封される）により，あるいは会計役員を通して納入する。（但し，2025年度より会誌再開までは年会費不要とする。）

第16条（会費） 2025年度月例会より参加者は会場で毎回，参加費200円を会計担当者に支払うものとする。

- 附則
- (1) 本会則（3改定版）は2025（令和7）年4月1日より発効（1975年4月12日提示の会則原本を基本とし2018年3月4日に初回改定，2021（令和3）年4月1日に2改定）。
 - (2) 会則改定は総会での議決により承認される。
 - (3) 本会は1965年4月1日を設立日とする。

（※1）：2020（令和2）年度までの「会長」を廃止し，会の代表者を2021（令和3）年度より3名の「代表役員」に改める。